

令和6年度版

小山市 都市公園内 体育施設 利用案内



指定管理者ミズノグループ

TEL 0285-49-3523

FAX 0285-49-2194

●窓口

【総合窓口】小山運動公園・・・・・・☎49-3523 / FAX 49-2194

※小山市教育委員会生涯スポーツ課・・・・・・☎21-0021

都市公園内体育施設			
①	小山運動公園	小山市向野187	0285 49-3523
②	あけぼの公園	小山市横倉新田465	0285 27-7133
③	原之内公園	小山市神鳥谷1864-1	0285 27-8060
④	思川緑地	小山市大行寺1289	小山運動公園 49-3523

●小山市公共施設予約システム

<https://k3.p-kashikan.jp/oyama-city/index.php>

●予約完了メール発信用メールアドレス

oyama-city@p-kashikan.jp

■利用時間

8:00~18:00

※「有料施設使用料一覧」の「1日」は上記時間を指します。

※期間により利用可能時間や照明点灯時間が異なりますのでご注意ください。

※春季・秋季期間の6:00~の利用は団体使用のみ利用可能となります。

期間	時間	ナイター時間
春季期間 (4/1 ~ 4/30)	8:00~18:00	18:00~
夏季期間 (5/1 ~ 9/14)	6:00~18:00	18:00~
秋季期間 (9/15 ~ 10/31)	6:00~16:00	16:00~
冬季期間 (11/1 ~ 3/31)	8:00~16:00	16:00~

注) 下記期間の照明点灯時間が通常の点灯時間と異なりますのでご注意ください。

5/15~8/14 18:30~ 9/15~10/31 17:00~ 2/1~3/31 17:00~

都市公園内体育施設使用上の注意（遵守事項）

都市公園体育施設を利用する団体及び個人は、下記の事項を守り施設をご利用ください。

- 1) 体育施設（小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園・思川緑地）については、**12月28日から1月4日までは使用できません。**
なお、各体育施設とも時期によって利用可能な期間及び時間帯（使用料）が変わりますので、ご注意ください。
※河川内施設（思川緑地）は、増水等のグラウンド状況により使用できない場合もございます。
- 2) 市体育施設を利用できる者の範囲
 - ①小山市在住者
 - ②市外在住者で小山市内へ在勤・在学している者（小山市在住者と同等条件）
 - ③市外（栃木市・下野市・野木町・古河市・結城市・板倉町・加須市）在住者（小山市在住者と同等条件）
 - ④市外在住者（②・③に該当しない者）
 - ・④の市外在住者が体育施設を利用する場合は、予約利用は出来ませんが、当日の施設に空きがあれば、平日及び土・日・祝に関係なく利用できますので、直接現地でお申込みください。
 - ・①、②、③に該当する者は、小山市内体育施設の予約利用可能
 - ・その他、小山市生涯スポーツ課が許可した団体等
- 3) カギの貸出（早朝からの施設利用）※団体利用時のみ
午前6時から使用する際は、**使用前日**に小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園の各事務所において許可書を持参し、カギを借りてください。
※思川緑地使用の場合は、小山運動公園でカギを借りてください。
- 4) 施設の目的外使用
小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園・思川緑地の施設を目的外で使用したい場合は、事前に小山運動公園指定管理者の「**公園内行為許可書**」が必要となります。
公園内行為許可書を提出後、使用許可書を発行いたしますので管理事務所でお手続きください。
なお、目的外使用の内容によっては許可されない場合もあります。
※目的外使用とは、公園内の各運動施設以外の場所（園内の緑地帯・歩道・駐車場等）で本来、貸出施設としていない部分を使用すること。
- 5) 印刷物等の掲示及び配布
印刷物・ポスター等の掲示及び配布は、事前に許可を得てください。
なお、目的外使用の内容によっては許可されない場合もあります。
※印刷物・ポスター等の掲示が不要になった場合は、必ず、取り残しの無いよう全て撤去すること。

6) 使用後の清掃等

使用後は、使用備品・使用施設の整理整頓を行い、ゴミくず等は必ずお持ち帰りください。
園内全面禁煙となっており、喫煙所は設置しておりませんので予めご了承ください。
各施設とも戸締りには十分に気をつけ、電気や換気扇の消し忘れも無いようにしてください。

7) 使用許可書 ※必要書類については 11 ページをご参照下さい

都市公園内体育施設の使用には、許可申請書が必要です。必ず、小山運動公園管理事務所窓口で事前に許可書の交付を受けてください。

※2) の①、②、③に該当する場合、利用日の1か月前から予約申し込みできます。

※大会等の体育施設使用申請は、2か月～1か月前までに申請し許可を得ること。なお、大会において予備日を予約し、その大会が予定どおりの日程で終了した場合、予備日は必要がなくなりま
すので、必ず「行事終了報告書」の予備日の取り消し欄に記入して提出し、小山運動公園管理事務所窓口にて予備日の取り消しを教えてください。

※あけぼの公園・原之内公園では、予約申し込み及び日時の変更処理は出来ませんので、必ず事前に
手続きをして下さい。

※大会予備日を他の大会や練習での使用はご遠慮ください。

8) 利用回数（制限枠）について

個人の同一名義で、同一時間の2か所以上の体育施設は利用できません。

注) 複数公園の使用・複数コートの利用も不可となります

・平日：1枠（2時間）まで

※予約システムの変更により連続2枠以上の予約利用はできなくなりました。

・土・日・祝日：1枠（2時間）まで ※連続2枠以上の予約利用はできません。

※枠…サッカー・陸上競技場等は、半日単位。テニス・野球等は、2時間単位の貸出です。

【小山市公共施設予約システムでのインターネット予約可能枠】

毎月1日～月末のひと月の予約利用回数枠は、全部で10枠まででそのうちの

土・日・祝日での予約は2枠までとなります。※10枠への増枠は2024年6月予約分から適用

注) 10枠とは、運動施設全ての利用枠の合計となります。

9) 予約の変更（利用日・利用時間の変更）・利用日の取消

予約変更・取消期限は、利用日の5日前までとなります。

※無断キャンセルの場合は、「取消した利用日」から「最終予約日の30日後」までの期間の
予約停止処分となりますのでご注意ください。

・利用者側都合による取消・変更の場合：

自己都合により、予約を取消・変更する場合には、利用日の5日前までに取消申請を
してください。

※5日前を過ぎた場合には、利用料を全額徴収いたしますのでご注意ください。

・落雷、豪雨等による使用中止の場合：

①すでに利用した時間が1/2以上（1枠2時間：1時間）を経過した場合には、利用料金を利用料全額を徴収する。

②すでに利用した時間が1/2以上（1枠2時間：1時間）に満たない場合には、利用料金の全額または一部を還付する。利用者が利用料金の還付を請求する場合には「利用料還付申請書」を必ず提出する。

・災害、水害等対策、疫病感染拡大防止対策による取消の場合：

国・地方自治体からの休業・制限等の要請等が無く、利用者側の判断により、予約を取消・変更する場合には、利用料全額を徴収する。

国・地方自治体からの休業・制限等の要請により施設が閉館・休止となる場合、すでに予約している日程については、利用料を徴収せず予約の取消可能とする。

また、同一年度内・同一条件にてのみ、他の日時に振替利用を可とする。

・大会等行事の開催予備日：

大会等の行事が終了し次第、不要な予備日は利用当日中に取消申請を行うこと。

※取消申請が無い場合には、利用料全額を徴収する。

1 1) 天候不良

利用当日、施設の状態に関して、悪天候等により利用可能かの判断は、現地係員がしますので、必ず、施設受付又は電話にて確認してください。

連絡のない場合は、無断キャンセルとみなし、「取消した利用日」から「最終予約日の30日後」までの期間の**予約停止処分**となりますのでご注意ください。

1 2) 小山市公共施設予約システムでのインターネット予約（テニスコート利用のみ適用）

小山市公共施設予約システム利用登録者は、インターネットによる市内公共施設の予約が可能となります。市有体育施設を予約する場合には、事前に「小山市公共施設予約システム利用者登録」を行ってください。

◎「小山市公共施設予約システム利用者登録」の登録対象：市内居住者、在勤者、在学者

および栃木市・下野市・野木町・古河市・結城市・板倉町・加須市在住の者

【登録方法】

・小山運動公園窓口にて登録：小山運動公園管理事務所窓口にて「小山市公共施設予約システム利用者登録(変更)申請書」をご記入ください。

・インターネットで登録：小山市公共施設予約システムの利用登録ページから登録してください。登録完了には、本人確認が必要なため、小山運動公園管理事務所窓口へお越しください。

※本人確認の際は、本人と確認できるもの、免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）等をご持参ください。市内在勤者の場合は、在勤証明をご提示ください。

※2024年6月予約分～新システムへの改定に伴う変更も含まれます

利用日の1か月前の朝6:00からご利用希望日の前日の16:30まで予約できます。

※予約システムの稼働: 24時間

年末年始等に関係なく通年で予約可能です。(システムメンテナンス・電気工事等を除く)

思川緑地をインターネットで仮予約した場合は、小山運動公園管理事務所窓口で許可書の交付を受けてください。

小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園のテニスコートをインターネットで予約した場合は、利用当日に使用施設の受付に使用許可申請書を提出してください。※事前に申請書提出は不要

13) 使用料・減免

使用料: 利用日当日に施設受付でお支払いください。(利用券の券売機にて購入、現金のみ)

※利用券は当日のみ有効となります。

個人使用 での使用料減免		
①	小山市内に在住、および栃木市・下野市・野木町・古河市・結城市・板倉町・加須市に在住の高校生以下の者	1/2 減免 (10円未満の端数切捨て)
②	市外在住者で小山市内に通学する高校生以下の者	1/2 減免 (10円未満の端数切捨て)

団体使用 での使用料減免		
①	小山市が主催する小山市総合選手権大会	全額減免
②	(公財)小山市スポーツ協会に加盟する高校生以下の団体が主催する大会・試合・練習等の利用	1/2 減免 (10円未満の端数切捨て)
③	団体の所在が小山市内または栃木市・下野市・野木町・古河市・結城市・板倉町・加須市にある場合 ※高校生以下が半数を占めること	1/2 減免 (10円未満の端数切捨て)
④	一般及び大学生・高専・専門学校等による団体利用	減免対象外

※個人使用・団体使用ともに附属設備使用料・照明料は減免になりません。

※個人使用・団体使用ともに所定の「使用料減免申請書」を提出ください。

※減免対象者のご利用の際、学生証で確認させていただく場合もございます。

※高校生以下の団体使用: 利用者の半数以上が市外在住者の場合は一般料金となります。

14) その他

・損害賠償について

建物および付属備品等を破損したときは、その損害を賠償していただく場合がございます。

体 育 施 設 利 用 期 間 ・ 利 用 時 間

1. 小山運動公園

テニスコート（昼）●人工芝 8 面（No1～No8）		年末年始 12/31～1/3は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2 時間単位 ※偶数時間始まり	4/1～4/30	8:00～18:00
		5/1～9/14	6:00～18:00
		9/15～10/31	6:00～16:00
		11/1～3/31	8:00～16:00

テニスコート（ナイター）●人工芝 4 面（No1～No4）		年末年始 12/28～1/4は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2 時間単位 ※コート利用時間に付随	4/1～9/14	18:00～22:00
		9/15～3/31	16:00～22:00

注）下記期間の照明点灯時間は通常の点灯時間と異なりますのでご注意ください。

5/15～8/14 18:30～ 9/15～10/31 17:00～ 2/1～3/31 17:00～

野球場（昼）●硬式 1 面 軟式 2 面		12/1～2/末は除く	
利用期間	3/1～11/30（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2 時間単位 ※偶数時間始まり	4/1～4/30	8:00～18:00
		5/1～9/14	6:00～18:00
		9/15～10/31	6:00～16:00
		11/1～30・3/1～31	8:00～16:00

野球場（ナイター）●硬式 1 面		11/1～2/末は除く	
利用期間	3/1～10/31（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2 時間単位 ※利用時間に付随	3/1～9/14	18:00～22:00
		9/15～10/31	16:00～22:00

※毎週月曜日・金曜日は、施設整備日となります（祝日は除く）

陸上競技場兼サッカー場 ●芝生 1 面		年末年始 12/31～1/3は除く※年末年始 時間変更あり		
利用期間	陸上競技場	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
	サッカー場	4月中旬～11/30（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	半日単位（午前・午後・夜間）	午前	4/1～4/30	8:00～12:00
			5/1～10/31	6:00～12:00
			11/1～3/31	8:00～12:00
		午後	4/1～3/31	12:00～18:00
		夜間	4/1～3/31	18:00～22:00

2. あけぼの公園

テニスコート（昼）●人工芝6面（No1～No6）		年末年始 12/28～1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1～4/30	8:00～18:00
		5/1～9/14	6:00～18:00
		9/15～10/31	6:00～16:00
		11/1～3/31	8:00～16:00

テニスコート（ナイター）●人工芝6面（No1～No6）		年末年始 12/28～1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※コート利用時間に付随	4/1～9/14	18:00～22:00
		9/15～3/31	16:00～22:00

注）下記期間の照明点灯時間は通常の点灯時間と異なりますのでご注意ください。

5/15～8/14 18:30～ 9/15～10/31 17:00～ 2/1～3/31 17:00～

野球場（昼）●軟式2面		12/1～2/末は除く	
利用期間	3/1～11/30（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1～4/30	8:00～18:00
		5/1～9/14	6:00～18:00
		9/15～10/31	6:00～16:00
		11/1～30・3/1～31	8:00～16:00

野球場（ナイター）●軟式2面		11/1～2/末は除く	
利用期間	4/1～10/31（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）※3月はナイター利用不可		
利用時間	2時間単位 ※利用時間に付随	4/1～9/14	18:00～22:00
		9/15～10/31	16:00～22:00

3. 原之内公園

テニスコート（昼）●人工芝6面（No1～No6）		年末年始 12/31～1/3は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1～4/30	8:00～18:00
		5/1～9/14	6:00～18:00
		9/15～10/31	6:00～16:00
		11/1～3/31	8:00～16:00

テニスコート（ナイター）●人工芝4面（No3～No6）		年末年始 12/28～1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※コート利用時間に付随	4/1～9/14	18:00～22:00
		9/15～3/31	16:00～22:00

注）下記期間の照明点灯時間は通常の点灯時間と異なりますのでご注意ください。

5/15～8/14 18:30～ 9/15～10/31 17:00～ 2/1～3/31 17:00～

4. 思川緑地 ※自然災害（河川の増水及び冠水等）により利用できない場合があります

テニスコート ●ハードコート 4面		年末年始 12/28~1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1 ~ 4/30	8:00~18:00
		5/1 ~ 9/14	6:00~18:00
		9/15 ~ 10/31	6:00~16:00
		11/1 ~ 3/31	8:00~16:00

野球場 ●2面		12/28~1/4は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1 ~ 4/30	8:00~18:00
		5/1 ~ 9/14	6:00~18:00
		9/15 ~ 10/31	6:00~16:00
		11/1 ~ 3/31	8:00~16:00

※毎週金曜日は、施設整備日となります（祝日は除く）

ソフトボール場 ●軟式4面		12/28~1/4は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1 ~ 4/30	8:00~18:00
		5/1 ~ 9/14	6:00~18:00
		9/15 ~ 10/31	6:00~16:00
		11/1 ~ 3/31	8:00~16:00

※毎週金曜日は、施設整備日となります（祝日は除く）

陸上競技場【少年用サッカー場】		年末年始 12/28~1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	半日単位（午前・午後）	午前	4/1 ~ 3/31 8:00~12:00
		午後	4/1 ~ 3/31 12:00~18:00

サッカー場 A・B ●芝生 2面		12/28~1/4は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	2時間単位 ※偶数時間始まり	4/1 ~ 4/30	8:00~18:00
		5/1 ~ 9/14	6:00~18:00
		9/15 ~ 10/31	6:00~16:00
		11/1 ~ 3/31	8:00~16:00

※サッカー場 B を使用の場合、ゲートボール場兼グラウンドゴルフ場は利用できません。

ゲートボール場・グラウンドゴルフ場		年末年始 12/28~1/4 は除く	
利用期間	一年中利用可（維持・修繕、公益上やむを得ない場合を除く）		
利用時間	半日単位（午前・午後）	午前	4/1 ~ 3/31 8:00~12:00
		午後	4/1 ~ 3/31 12:00~18:00

※ゲートボール場兼グラウンドゴルフ場の利用申込みについては、3か月前から小山運動公園で受付となります

体 育 施 設 利 用 に つ い て

●共通

利用時間は準備・片付けを含んでおります。

●野球場

- ・2時間単位での貸出しとなります。
- ・小山運動公園（本球場・AB球場）※養生期間 12/1～2/末 は使用できません。
- ・あけぼの公園 ※養生期間 12/1～2/末 は使用できません。

●サッカー場

- ・小山運動公園：大会等試合・練習での使用が可能となります。（団体利用のみ貸出）
※養生期間 12/1～4月中旬 は使用できませんのでご注意ください。
※利用日の10日前までにお手続きください。
- ・思川緑地：大会等試合・練習での使用が可能となります。

●陸上競技場（小山運動公園）

- ・陸上競技場の利用申込は、小山運動公園管理事務所窓口で受付を行ってください。
- ・個人利用で利用する場合：
①券売機にて利用券購入→「利用券貼付表」に券を貼付
②「使用受付簿」に名前・入場退場時間等の記入を行い、受付終了となります。
- ・夜間利用の方は、使用料に別途施設使用料（照明代）がかかりますので券売機にてお支払いください。
- ・指導者、マネージャーについても該当の利用料金をお支払いください。
- ・器具庫内の貸出可能備品を使用の場合、窓口にてカギを借りてください。
鍵の又貸しはできませんのでご注意ください。
- ・練習で利用する場合は、第1レーンをなるべく使用しないようにしてください。
- ・砲丸投げ、やり投げ等の遠投練習、水濠（3000m 障害で使用）の練習をする場合は、陸上競技場を貸し切り、誓約書を提出の上、必ず指導者監視の元ご利用ください。
※個人利用では使用できませんのでご注意ください。
- ・陸上競技場年間パスポートは、小山市在住（在学・在勤）・栃木市・下野市・野木町・古河市・結城市・板倉町・加須市）在住者のみ購入可能となります。
- ・陸上競技場年間パスポートの利用でも、大会・整備・休日（年末年始）等で利用できない日や時間帯がありますので予めご了承ください。
- ・レーン上にテープ等の貼り付けはご遠慮ください。

●テニスコート（小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園）

- ・砂入り人工芝コートのため雪かきをしての使用ができないため、積雪時は利用できません
凍結時も危険を伴うため、利用できませんのでご了承ください。

お 願 い

- 体育施設は、公の施設です。利用者個人の私物等は置かないでください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください。
- 雨天時等は、使用施設への状況確認をお願いします。すでに予約を行い、連絡のない場合は無断キャンセルとみなします。「取消した利用日」から「最終予約日の30日後」までの期間の予約停止処分となりますのでご注意ください。
- 自己都合のキャンセルは、5日前までの使用施設への連絡をお願いします。連絡のない場合は無断キャンセルとみなします。「取消した利用日」から「最終予約日の30日後」までの期間の予約停止処分となりますのでご注意ください。
- 利用時間（予約時間）に遅れる場合は、使用施設へ必ずご連絡をお願いします。
※利用開始時間から30分以内に連絡が無い場合は、その時間帯を希望する利用者に貸し出すこととなりますのでご注意ください。
- 各施設の整備日は天候状況等で変更・追加になる場合がありますので、ご理解をお願いします。
- シャワー（小山運動公園テニスコート、陸上競技場、原之内公園クラブハウス）のご利用時間は、安全面を踏まえて8：00～16：00となりますので予めご了承ください。

団体利用【大会当日までの手続きについて】

■大会内容の確認・行政との確認

通常申請の場合



小山運動公園開運スポーツ合宿所
管理事務所へ大会内容の提出
行政との確認後、使用できるかの判断をいたします。

調整会議より日程が確定している場合



内容把握ができていますので使用可能

↓ 施設使用できる

■小山の施設を実際に利用する場合

詳しい大会の打ち合わせ・確認【実際の大会当日より2~1ヶ月前に行う内容】

【必要書類】※毎度提出となります

- ・有料公園施設等使用許可申請書
- ・大会要項及びプログラムや日程表
- ・減免対象行事の場合は使用料減免申請書
- ・団体利用者名簿※お住まいにより利用料が変わりますので名簿で確認となります

※公園内運動施設以外の場所を使用する場合、公園内行為申請

※使用許可書は小山運動公園管理事務所のみ発行となります。

【上記内容を提出していただくと、管理事務所より使用許可書を発行いたします】

■大会当日持参していただくもの

- ・使用許可書
- ・利用料金【行事終了後にお支払い】

■行事終了後

行事終了報告書に記入後、管理事務所へ上記と一緒に提出ください。

※予備日をとっていた場合は、行事終了報告書の「予備日の有無」に○を付け、

利用取消届出書をご提出ください。

★運動公園及びあけぼの公園、原之内公園、思川緑地を利用するためには

上記内容・上記書類が必要となりますのでご注意ください。

お支払いに関しては使用場所での対応ができる場合とできない場合があるのでご了承ください。

思川緑地に関する手続きは、全て小山運動公園管理事務所にて行います。